

## 加賀市議会議員研修実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、加賀市議会基本条例(平成23年加賀市条例第13号)第15条の規定に基づき、実施する議員研修(以下「研修」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

### (参加対象)

第2条 研修の参加対象者は、議員全員とする。

### (研修内容)

第3条 研修は、議員の政策立案及び提案能力の向上等を図る内容とする。

### (研修実施)

第4条 議員は、研修を実施しようとする日の1月前までに、議長に対して研修実施の要請をするものとする。

2 議長は、前項の要請を受けた場合又は研修が必要と認める場合は、議会運営委員会(以下「委員会」という。)に諮問するものとする。

3 委員会は、前項の諮問を受けた場合、速やかに委員会を開き、研修実施の協議をし、議長に答申するものとする。

4 議長は、前項の答申を尊重し、研修実施の可否を決定するものとする。

### (開催通知)

第5条 議長は、前条の研修実施を決定した場合、速やかに議員全員に日時、場所及び研修内容等を通知するものとする。

### (講師)

第6条 研修の講師については、必要に応じて議長がその都度依頼するものとする。

### (研修報告)

第7条 議長は、研修を実施した成果を市議会ホームページで公表するものとする。

### 附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

# 議員研修会の流れについて【加賀市議会議員研修実施要綱】

【議会基本条例第15条】

「基本事項」

- ①議員研修会は、議員全員を対象とする。
- ②議員への通知、講師への依頼等は議長において行う。

